

資料1. 環境影響評価書（生物・生態系の現況調査における科学的調査手法）に関する事業者回答の検証（その1）

内容	日本イコモス国内委員会の指摘 (2023年1月29日、2月20日)	事業者の回答（2023年4月27日） 東京都環境影響評価審議会令和5年第一回総会	日本イコモス国内委員会の検証と回答（2023年5月10日）
位置 名称	<p><指摘事項 1-1> 図 8.6-2 植物群落調査地点 ②の地点は、テニスコートであり、 評価書に記載されている 「中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場」は存在しない。 (評価書 298 頁)</p>	<p>「図 8.6-2 植物群落調査地点」のうち「②中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場」がテニスコートとの指摘については、テニスコートではなく円周道路沿いの緑地②を対象に調査を実施しております。なお、地点名の「中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場」については「図 8.6-16 樹木の分布状況（建設後）」等に示す将来整備後の名称③を使用しております。 (植物群落調査：植物の種類や地面を被っている割合（被度）、高さ等についての調査)</p>  <p>図 8.6-2 植物群落調査地点①より抜粋</p>  <p>図 8.6-16 樹木の分布状況（建設後）より抜粋</p>	<p>「現況調査」の項目であり将来整備後の名称を記載することは不適切です。誰も理解することはできません。記載されたエリアはテニスコートであり、回答書に記載されている緑地の範囲は図示されていないため、理解することはできません。回答にあるように整備後の名称を使うのであれば神宮外苑広場南側は、秩父宮ラグビー場であり御説明が一致していません。当該地域は貴重な樹木を伐採し、整備後は文化交流施設が建設される計画となっており、「広場」とはなっていません。</p>  <p>文化交流施設の建築が建てられ、「広場」ではない。</p> <p>図 8.6-2 植物群落調査地点より抜粋 図 8.6-16 より抜粋</p>

<p>調査 地点 位置 数</p>	<p><指摘事項 1-2></p> <p>図 8.6-2 植物群落調査地点</p> <p>③緑地（並木東側）は延長 300mあり、調査地点 1 ヶ所は不十分。（評価書 298 頁）</p>	<p><調査地点の位置の判定と数に関する御回答></p> <p>植物群落調査において、緑地（並木東側）の調査地点が 1 ヶ所は不十分の指摘については、緑地（並木東側）は基本的には改変を行わない場所であるとともに、植生は均質となっております。また、調査地点・範囲については、既存技術資料※を参考に相視的・構造的（外視的）に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で実施しています。そのため、当該樹林帯の代表箇所 1 箇所の調査で十分と考えております。【補足資料 No. 1、No. 3 参照】</p> <p>※既存技術資料：自然環境アセスメント技術マニュアル（自然環境研究センター）、森林立地調査法（森林立地学会）、河川水辺の国勢調査マニュアル（国交省）、新しい河川植生調査手法（案）（土木研究所）、日本の植生（学習研究社）、植生調査法Ⅱ（共立出版）等。</p>	<p>植物群落調査における調査地点の位置の判定と数は、調査結果を左右する極めて重要なものです。事業者が提示された『自然環境アセスメント技術マニュアル』（以下、技術マニュアルと記載）には、以下のように記載されています。</p> <p>「粗悪なデータの集積は誤った群落分類を招き、調査対象範囲植生の本質を大きく見誤る可能性をもたらすため、十分注意を要する。」（引用：技術マニュアル、187~189 頁）</p> <p>1) 調査手法</p> <p>植物社会学において実施されている植生調査は以下の手順で行われる。</p> <p>(1) 調査区の設定</p> <p>現地植生調査において最も重要な点は、その調査対象範囲内に現存する主要な植物群落（調査着手時における植物群落は調査者の仮説の段階であり、群落分類は複数の植分の調査資料の解析によって可能となる。）の群落構造・種組成等の典型的な情報を調査によって把握することであり、</p> <p>これは調査区の設定において、「立地・種組成の均質な範囲」が強調される理由である。そして、粗悪なデータの集積は誤った群落分類を招き、調査対象範囲の植生の本質を大きく見誤る可能性をもたらすため、十分注意を要する。</p> <p>概略踏査等の事前調査結果による調査対象範囲の植生概況情報から、調査者は概ねどの程度の植物群落のバリエーションがあるかを想定する。さらに、同様の植生域における調査経験と、現地に</p> <p>において観察される植物の生育状況から、相視・種組成と自然的立地条件・人為的影響との対応関係について仮説をたてながら、具体的調査区を設定する地点の選定に着手する。</p>
-------------------------------	--	--	--

<p>調査 地点 位置 数</p>		<p>①並木東側は基本的に改変を行わない場所であるとともに、植生は均一となっております。</p> <p>②調査地点・範囲については、既存技術資料を参考に相観的・構造的（概観的）に均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で実施しております。そのため、当該樹林帯の代表箇所1箇所の調査で充分と考えております。</p>	<p><回答書における『技術マニュアル』に反する不適切な内容></p> <p>①植物群落調査は改変を行わない場所も、同時に行うことが基本であり、『技術マニュアル』103頁において明確に「総合的アプローチの重要性」が記載されています。</p> <p>「植生は均一」の判断は、調査を行う前の調査者の判断であり、「均一」とする仮説を、複数の調査区をとり実証することが科学的調査です。思い込みや独断で、重要な基本的調査を行うことは、厳に慎むべきです。</p> <p>②「調査地点・範囲については、相観的・構造的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に実施」と記載されていますが、本調査の最大の問題は、この相観的・構造的調査が、マニュアルに沿って実施されておらず、恣意的なものであるため、群落の分類すらできていないという、極めて深刻な内容の評価書になっていることにあります。</p> <p>調査者は、相観的・構造的調査の結果を示す「現存植生図」とは、どのようなものか、理解しておられないと思われます。理由は、「図8.6-4 緑地の分布状況」を現存植生図に該当すると回答されているためです。不毛な議論を繰り返すことは、伐採許可が下りている火急の事態にあり、放置することはできないため、日本イコモスは、『技術マニュアル』及び植物社会学調査方法論（文献：資料1参照）に基づき、「神宮外苑市街地再開発事業対象地周辺における相観による現存植生図」を作成いたしました（資料2）。</p> <p>群落区分等は、資料2に詳述いたしました。</p> <p>近代の資産として1世紀の時を経過した自然環境に敬意を払い、再調査を行われますことを希望いたします。</p>
-------------------------------	--	--	---

現存
植生
図

<指摘事項 1 - 5 >

表8.6-6 緑の量の調査方法

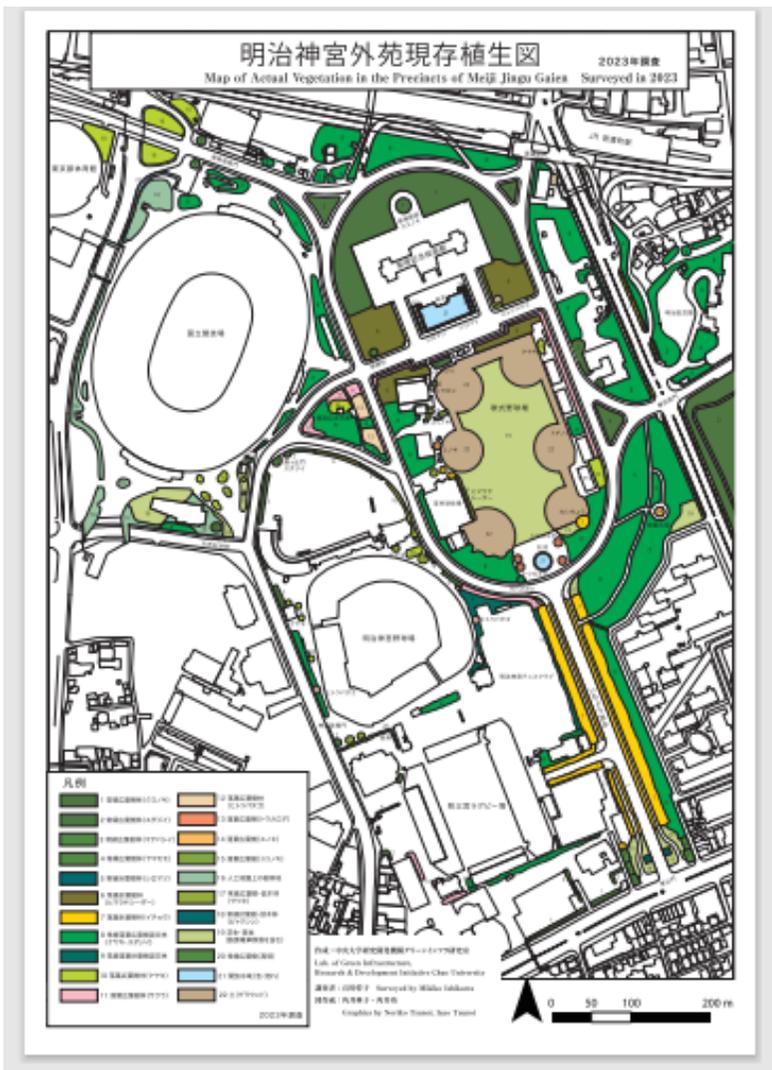
「緑被率の求積は、相観植生図から求めた」と記載されているが、現況調査結果の「相観植生図」が評価書の中に掲載されていない。

p. 303 記載の「相観植生図」が評価書の中に掲載されていないとの指摘については、p. 309 の「図 8.6-4 緑地の分布状況」が同図に該当します。

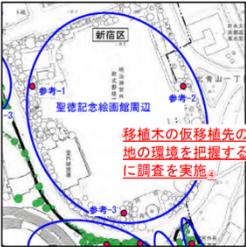
図 8.6-4 緑地の分布状況



緑地の分布状況を現存植生図とすることは、重大な間違い



神宮外苑市街地再開発事業対象地及び周辺地域における
現存植生図
(作成：日本イコモス国内委員会、詳細図：資料2参照)

<p>方法論</p> <p>Step1 概況調査</p>	<p><指摘事項 1-4></p> <p>図8.6-1 生物・生態系調査地点 図8.6-2 植物群落調査地点① 図8.6-3 土壌動物調査及び土壌環境調査地点②</p> <p>土壌調査では参考-1,2,3として聖徳記念絵画館周辺の調査が行われているが、群落調査は連動して行われていない。聖徳記念絵画館周辺は、既存資料調査範囲に含まれているためすでに群落調査は行われているはずであるから、記載すべきである。</p> <p>これは、生態系のネットワークにおいて市街地開発事業による影響を評価する上で、基本となる現況調査の情報である。</p> <p>(評価書 297、298、301 頁)</p>	<p><Step1：既調査資料の収集・解析に関する御回答></p> <p>・既存資料調査（「東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」）では絵画館周辺での群落組成に関する調査は実施されておりません（回答書3頁）。</p> <p>絵画館前について、土壌調査を実施している一方、群落調査を実施していない理由については、<u>絵画館前は環境影響評価の範囲対象外のため、群落調査は実施しておりません</u>③。また、<u>絵画館前の土壌動物調査及び土壌環境調査は移植木の仮移植先の候補地の環境を把握するために実施</u>④いたしました。</p> <p>なお、既存資料調査において聖徳記念絵画館周辺の群落調査が実施されているため記載すべきとの指摘については、既存資料調査（「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（オリンピックスタジアム）」）では絵画館周辺での群落組成に関する調査は実施されておりません。</p>   <p>図 8.6-2 植物群落調査地点①より抜粋 図 8.6-3 土壌動物調査及び土壌環境調査地点②より抜粋</p>	<p><植物社会学に基づく植生調査の方法論></p> <p>以下、植物社会学に基づく、植生調査の方法論について、事業者が提示された『技術マニュアル』に添って手順を述べます。</p> <p>結果として、本評価書は、『技術マニュアル』の手順に即して、作成されていないことが、明らかとなりました。</p> <p>これを、誰もが容易に理解することができるよう、本稿では、丁寧な説明を心がけました。このため、指摘事項は評価書の頁に添って記載いたしました。方法論に添って説明する順番に変更いたしましたので、御了承ください。</p> <p>Step 1：概況調査（参照 技術マニュアル：188 頁）</p> <p>①既調査資料の収集・解析 ②現地ヒアリング調査の実施、 ③空中写真の判読 ④地形図の判読、 ⑤概略調査の実施</p> <p>群落調査にあたっては、既調査資料の収集と解析が極めて重要です。事業者の御回答は、新国立競技場の資料になかったという説明だけで、神宮外苑の絵画館や芝生広場、周辺地区の自然環境に関する資料の収集と解析は行われていません。また、創建以来の歴史的記録の何がしかは、明治神宮が所有しておられるはずですが、ヒアリングの記録はなく、樹木や樹林の歴史的変遷の証左となる写真等も、記録されておりませんでした。</p> <p>本市街地再開発事業は、対象外とされる芝生広場における大量の樹木伐採・移植が、前提として計画されております。この厳然たる事実を無視し、御対応が全くないまま、評価書を作成しておられることは、科学的に正しい方法ではありません。結果として、生態系の構造と環境への影響の予測と評価に必須となる情報が、</p>
------------------------------	---	--	---

<p>方法論 Step2 調査区 数 面積</p>		<p><Step2：調査区の設定・箇所数に関する御回答> 日本イコモスの指摘事項の番号2，11，14において本件に関する御回答が行われておりますので、これに準拠し、御説明いたします。</p>	<p>欠落しているという「重大な問題」を有する評価書となっています。</p> <p>神宮外苑の1世紀を経た森の群落構造を理解するには、同時期に練兵場から創り出された神宮内苑の森の変遷を理解することが基本となります。内苑については、植物社会学的調査が行われており、日本を代表する優れた調査報告書が刊行されており、1世紀の軌跡が詳細に記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮脇昭他(1980)：『植物社会学に基づく神宮内苑植生調査』 ・鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査委員会（2013）『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書』 ・『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書第2報（2021）』 発行：明治神宮社務所 <p>Step2：調査区の設定・箇所数・面積（技術マニュアル：188～191頁）</p> <p>技術マニュアルには、「相観・種組成と自然的立地条件・人為的影響との対応関係について仮説をたてながら、具体的調査区を設定する地点の選定」を行うと記載されています。マニュアルの対象とする植生調査は、複数の樹木により群落が形成されている樹林地の調査手法であり、いちよう並木に、この調査手法を導入することは適切ではありません。いちよう並木の調査手法につきましては、後段で述べます。</p> <p>ここでは、『技術マニュアル』に沿って説明いたしますが、記載されている事例は、里山エリアであり本対象地とは、全く異なっています。このような場合、参考となる資料が、上述した報告書です。以下の原則に基づき実施されています。</p>
---	--	---	--

方法 <指摘事項 1-2>
論 図 8.6-2 植物群落調査地点
Step2 ③緑地（並木東側）は延長 300m 以上あり、調査地点 1 ヲ所は不十分。
調査 <指摘事項 1-1 4>
区 図 8.6-5(3) ③緑地（並木東側）の植生断面図
面積 延長約 300m におよぶ並木東側の緑地であり、いちょう並木を支える緑地帯として、創建時より継承されている。
 植物社会学の群落調査の基本を踏まえない 10mX60m の長大な区画が 1 ヲ所しか調査されなかったため、群落構造が正しく把握できていない。
 （資料編 470 頁）
 詳細：日本イコモス要請書（1 月 29 日）の 8～9 頁に詳述。

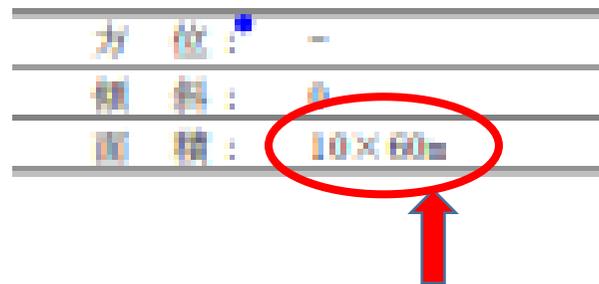


表 2.4-20(4) 植物群落調査結果（緑地（並木東側））

調査区	調査区名	調査区番号	調査日	調査員	調査時間	調査面積
1	並木東側	10-1	2022/10/29	野村 隆	10:00～12:00	10×60m
2	並木東側	10-2	2022/10/29	野村 隆	13:00～15:00	10×60m
3	並木東側	10-3	2022/10/29	野村 隆	16:00～18:00	10×60m

調査区	調査区名	調査区番号	種名	高さ (m)	種別	割合 (%)
T1	並木東側	10-1	クサキ	16	樹	60%
			マアハシイ	4.0	樹	80%
S	草花層					
U	樹木層					

調査区	調査区名	調査区番号	種名	高さ (m)	種別	割合 (%)
T1	並木東側	10-1	クサキ	16	樹	60%
			マアハシイ	4.0	樹	80%
T2	並木東側	10-2	クサキ	16	樹	60%
			マアハシイ	4.0	樹	80%
T3	並木東側	10-3	クサキ	16	樹	60%
			マアハシイ	4.0	樹	80%

表 2. 4 - 2 0 (4) より抜粋

- 均一とみられる群落についても、複数の調査区を設け、仮説を検証していること（恣意的判断の回避）。
- 調査面積は、樹林地の場合は、一般に高木層の樹高より、やや広い一辺を採用し、地形、人為的影響を考慮し、調査区を設定しています。
- 明治神宮内苑の森林群落の調査区は、以下に示す通りです。
 本評価書が採用された 10mX60m の調査区（並木東側）については、執筆者は、これまで数多くの植物社会学に基づく群落調査を行ってきましたが、既存資料でも拝見したことはありません。群落を判断するために、組成表を作成いたしますが、出現種数は、重要な解析項目です。調査区が、群を抜いて広い場合は、出現種数に変動が生じます。
 このため、調査区のとり方は、樹林に関しては、概ね高木層の高さ（当該地では約 20m）を目途に、これを一辺とし採用することが行われています。

<参考：神宮内苑群落調査における調査区的面積>（資料 3）

- クスノキースダジイ群落
 20mX20m：10 ヲ所、20mX25m：5 ヲ所、
 20mX30m：1 ヲ所、20mX15m：5 ヲ所等
- ケヤキーシラカシ群落
 20mX20m：1 ヲ所、15mX20m：2 ヲ所、
 15mX15m：1 ヲ所、

このように、明治神宮内苑の植物社会学調査では、概ね 20m（高木層の高さ）を目途に、立地特性に応じて調査区を設定していますが、10×60m の調査区は、学術的に不適切です。

方法論
Step2
調査区
面積

1 付表. 1

参考 明治神宮内苑 植栽調査 付表 (出所『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書』)

付表1. クスノキースダジイ群落 *Cinnamomum camphora*-*Castanopsis cuspidata* var. *sieboldii* community

- 1. 典型下位単位 Typical underunit
- 2. クサイチゴ下位単位 *Rubus hirsutus* underunit
- 3. ヤブニッケイ下位単位 *Cinnamomum japonicum* underunit
- A. 典型植分群 Typical stand-group
- B. スギ優占植分群 Stand-group dominated by *Cryptomeria japonica*
- C. イチョウ優占植分群 Stand-group dominated by *Ginkgo biloba*

Running number :	通し番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
Under unit :	下位単位	1								2							
Stand-group :	植分群																
Stand No. :	調査区番号	NW 4	NW 7	NW 12	NW 13	S 15	NW 9	NE 7	S 5	S 10	NE 15	S 24	S 25	S 23	S 22	H 4	H 3
Date of survey (2012) :	調査月日 (2012年)	8 29	9 5	9 24	9 24	8 24	9 7	8 24	7 17	7 27	10 5	10 5	10 5	10 5	10 5	10 1	10 1
Area (m ²) :	面積 (m ²)	8 x 20	20 x 10	20 x 20	20 x 20	20 x 20	15 x 20	20 x 20	10 x 15	15 x 20	8 x 15	5 x 15	7 x 25	7 x 15	7 x 20	5 x 10	10 x 15
Altitude (×10m) :	海拔 (×10m)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
Aspect :	方位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Slope (°) :	傾斜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Super tree layer Height (m)	超高木層 高さ (m)	28	26	28	28	25	26	25	23	25	24	-	-	24	-	24	-
Super tree layer Coverage (%)	植被率 (%)	95	90	90	90	70	60	40	80	90	90	-	-	30	-	40	-
Tree layer-1 Height (m)	高木層 高さ (m)	22	20	20	20	20	20	18	18	20	-	20	20	18	22	18	20
Tree layer-1 Coverage (%)	植被率 (%)	5	10	30	10	15	40	30	40	15	-	90	80	70	80	20	95
Tree layer-2 Height (m)	亜高木層 高さ (m)	15	12	13	8	10	15	12	8	12	10	8	12	12	12	10	10
Tree layer-2 Coverage (%)	植被率 (%)	10	10	5	5	50	50	40	20	20	30	30	10	10	30	30	10
Shrub layer-1 Height (m)	第1低木層 高さ (m)	8	6	8	5	6	7	8	6	6	5	7	5	6	6	6	5
Shrub layer-1 Coverage (%)	植被率 (%)	5	20	60	30	30	60	20	50	10	5	20	20	10	40	20	10
Shrub layer-2 Height (m)	第2低木層 高さ (m)	2	2	2	2	2	1.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
Shrub layer-2 Coverage (%)	植被率 (%)	30	30	40	50	50	50	20	10	10	30	20	10	40	10	10	20
Herb layer Height (m)	草本層 高さ (m)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.7	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.7	1.0	0.5
Herb layer Coverage (%)	植被率 (%)	40	30	30	10	5	10	5	5	10	20	40	80	20	10	70	40
Total number of species	出現種数	22	26	25	30	23	27	18	17	15	25	25	35	29	23	24	26
Total number of species incl. seedlings	実生含む種数	22	28	25	30	24	28	19	21	17	26	26	37	34	25	25	27
Differential species of community :	群落識別種																
Cinnamomum camphora	クスノキ	ST	2-2	3-3	5-5	4-4	3-3	-	3-3	3-3	3-3	2-2	-	-	3-3	-	3-3
		T1	-	-	-	-	-	-	1-1	-	-	-	5-5	4-4	4-4	-	2-2
		T2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1-1	-	-	-	-	-
		S1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		S2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		H(seedl.)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Castanopsis cuspidata var. sieboldii	スダジイ	ST	3-3	2-2	-	2-2	-	-	-	2-2	-	-	-	-	-	2-2	2-2
		T1	-	x	2-2	-	-	-	3-3	2-1	-	-	-	-	-	2-2	-
		---	-	-	-	-	-	1-1	-	-	-	1-1	-	-	-	-	1-1

調査区の
区画と面積

出現種数
調査区的面積が
大幅に異なれば、群落間の比較検討が不可能となり、科学的分析を行うことができない。

<p>方法論</p> <p>Step2</p> <p>調査区</p> <p>建国記念文庫の森</p> <p>分類</p>	<p><指摘事項 1-11></p> <p>図8.6-5(1) 神宮外苑広場（建国記念文庫）の植物群落調査^①における方形区のとりの基礎的誤り。</p> <p>・植物社会学では、方形区は基本的に樹木の樹高を踏まえて、方形で調査区を設定する。地形的に困難な場合は、この限りではないが、当該区域は平坦地であり、原則通り、方形区を採用することが可能な区域である。</p> <p>・群落調査表では、15×30mが2カ所となっており、群落名も、植栽樹林群（ケヤキ）となっている（資料編467,468頁）。</p> <p>・方形区ではないため、植生断面図が正しく表現されていない。</p> <p>評価書 310 頁</p>	<p>植物群落調査の調査区が方形区（四角い範囲）ではないとの指摘について、植物群落調査の方形区の設定は、既存技術資料※では現地の状況に応じてその形状は変更されるものとされており、本調査でも現地の状況（形状等）を踏まえて適切に設定しています。調査範囲については、既存技術資料※を参考に外観的に均質と考えられる植生のまとまりを対象に、必要な面積で実施しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）の森は、本来は1つの群落であるため1地点ですが、<u>保全林と伐採林の両方の特性を把握するという観点から2地点^②としています。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><事業者></p> <p>建国記念文庫の森は、本来は1つの群落であるため1地点ですが、保全林と伐採林の両方の特性を把握するという観点から2地点としています</p> <p><実際の森></p> <p>建国記念文庫の森は、4つの異なる群落により構成されている百年の歴史を有する貴重な森です。</p>	<p>指摘事項11の建国記念文庫の森の調査区のとりの方については、事業者回答は、基本的調査の前提に決定的な間違いがあります。</p> <p>「建国記念文庫の森は、本来は1つの群落であるため1地点ですが保全林と伐採林の両方の特性を把握するという観点から2地点としています」と回答しておられます。</p> <p>これは、調査の最も基礎となる植生調査において、思い込みにより、恣意的な判断が行われている証左です。</p> <p>建国記念文庫の森は、「1つの群落」ではありません。創建時の植栽と利用動線（園路・休憩場所）、及び戦後の花木（サクラ、ヒトツバタゴ）の植栽、建国記念文庫広場の整備により、大きく4つの群落から構成されています。この最初のステップが間違っているため、混乱に混乱を極める評価書となっております。</p> <p>また、調査区15m×30mは、高木層20mより低い区画を導入しているため、粗悪なデータとなっております。当該地区は、平坦であり、ゆとりをもって20m×30m、もしくは25m×30mの調査区を導入する群落が成立しています。いささか、詳しい説明になり恐縮ですが、なによりも事業者の皆様へ、如何に間違った現況調査であるかを、御理解いただかない限り、前に進むことができませんので、丁寧に説明いたします。</p> <p><建国記念文庫の森の植生調査について></p> <p>①航空写真及び現地調査により、植生の概要を把握する。</p> <p>これは、「相観による植生調査」と言われます。</p> <p>熟練した調査者の場合、難しいことはありません。建国記念文庫の森は、平坦で、面積も広大でないことから、容易に判断することができます。調査の時期は様ざまであるため、季節により異なる航空写真を用意しますと、確実な作業が可能です。</p>
--	---	---	---

方法
論
調査
区
建国
記念
文庫
の森
分類

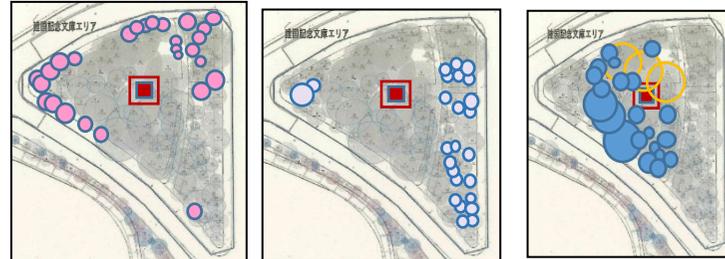
建国記念文庫の森 航空写真（春）



<事業者の現存植生図> 表 8.6-4 抜粋
全域が落葉広葉樹（正しい調査が行われていない）

建国記念文庫の森：「現存植生図」

（作成 日本エコモス国内委員会）

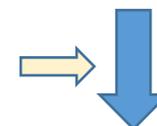


落葉広葉樹林
（サクラ）

落葉広葉樹林
（ヒトツバタゴ）

常緑・落葉混交林、
（スダジイ）

群落調査表参照
内苑調査参照



落葉広葉樹林（ケヤキ）
（建国記念文庫広場周辺）



<日本エコモス国内委員会作成：現存植生図>
建国記念文庫の森（凡例：資料2参照）

方法論
Step2

建国記念文庫の森の一世紀（豊かな多様性を有する森に成長してきた歴史的経緯） 1926～2023年

調査区
建国記念文庫の森
分類

1926～1930年



創建時の理念：「公衆の優遊」
絵画館前芝生広場につながる
落葉広葉樹と背景の緑量のある
常緑広葉樹林。
現在の多様性豊かな森の原型

1948年頃



戦災により、周辺市街地は、
焼失。外苑の森は、火災を防
ぎ、人びとに憩いと安心の場を
提供してきた。建国記念文庫の
森は焼失せず、変わらぬ緑を提
供している。

1960～2023年



風致地区（A地域）として、手
厚く、守りそだてられてきた森。
サクラの植樹、ヒトツバタゴの森
豊かな常緑・落葉広葉樹林への遷
移。

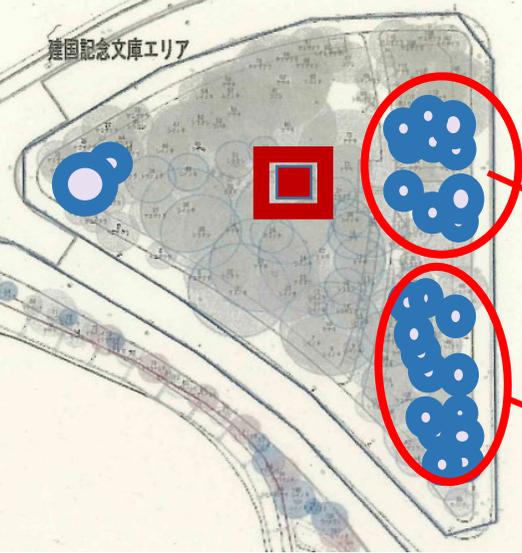
2023年4月1日



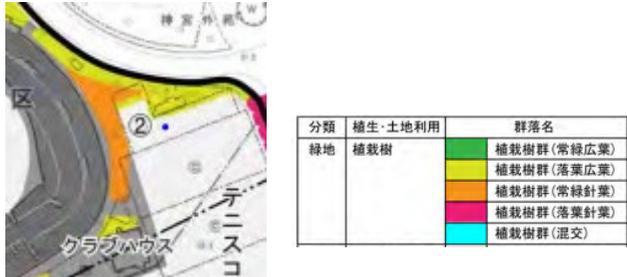
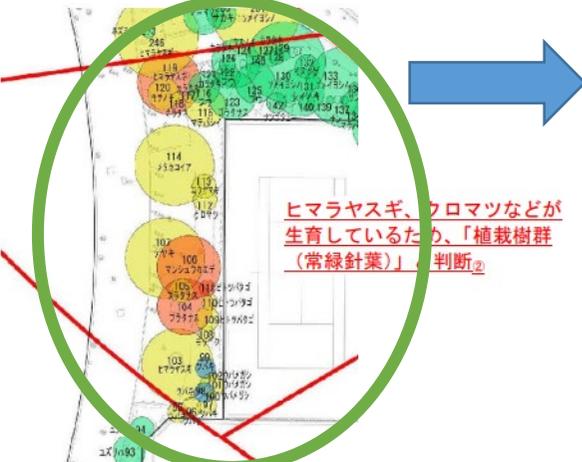
秩父宮ラグビー場の建設に
より、震災、戦災をくぐり抜け、
一世紀にわたり継承されてきた森
は消滅する

<p>方法 論 Step3 群落 調査 建国 記念 文庫 の森</p>	<p><指摘事項 1-6> 植生の記述において、「神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺等に植栽樹群（落葉広葉）が分布に植栽樹群（落葉広葉）が分布誤り。 表 8.6-11 植生区分に誤り。 理由：日本イコモス要請書（1月29日の3～4頁に記載。 評価書 307,308</p>	<p>p. 307 記載の（イ）植生における「神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺等に植栽樹群（落葉広葉）が分布」との記述が誤りとの指摘について、この記述は p. 309 記載の図 8.6-4「緑地の分布状況」を基に記述しておりますが、この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。 また、群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものであり、調査結果は資料編 p. 467～473 に記載しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）は評価書 p. 310 及び p. 324 に記載した通り、「<u>落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在する</u>」^①として記載させて頂いております。群落調査の結果、常緑と落葉が成立する樹林帯として記載させて頂いておりますので、誤りはございません。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>図 8.6-4 は、植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では、落葉広葉樹が優占する植栽樹木群に分類しています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>群落調査は（略）、常緑落葉混合林で構成された（略）、まとまった樹林帯が存在する。（混合林は誤り。混交林）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>これを踏まえて、現存植生図を作成しなければなりません。作成が行われていません。 評価書を読む人は、落葉広葉樹林なのか、常緑落葉混交林なのか、わかりません。混乱を生じさせています。</p> </div>	<p>「図 8.6-4 は、植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では、落葉広葉樹が優占する植栽樹木群に分類しています。」との回答ですが、前節で詳細に説明した通り、航空写真や現地調査による植生調査では、4つの異なった群落から構成されており、落葉広葉樹林の分類は、間違っています。 建国記念文庫周辺の植栽計画の考え方については、『明治神宮外苑志』（昭和 13 年）の第四編庭園、第四章第一節樹木に、詳細に記載されており（218～221 頁）、事業者が判断された落葉広葉樹林ではありません。 群落調査で、明らかになった内容を踏まえて、事業者は、環境アセスメントの手順に添って、「現存植生図」の作成を行わなければなりません。しかしながら、評価書において、この重要な作業が行われていないため、不毛な混乱を生じさせています。図 8.6-4 は、事業者が述べているように、群落調査を行っていない段階の図面であり、しかも、間違っていますから、「現存植生図」は作成されておりません。 日本イコモスは、見本の現存植生図（資料 2）を作成いたしました。事業者におかれましては、『技術マニュアル』に記載された警告に真摯に耳を傾けていただきたいと存じます。 「粗悪なデータの集積は誤った群落分類を招き、調査対象範囲植生の本質を大きく見誤る可能性をもたらすため十分注意を要する。</p>
---	---	--	--

<p>方法 論 Step3 群落 調査 分類</p>	<p><指摘 事項1-7> 表 8.6-11 植生区分 当該区域に広く分布する 常緑広葉・落葉広葉混交林が 分類されていない。</p>	<p>「常緑広葉・落葉広葉混交林」が分類されていないとの指摘について、「常緑広葉・落葉広葉混交林」は p.308 記載の表 8.6-11 の「植栽樹群（混交）」に該当し、分類をしております。</p> <p>表 8.6-11 に記載してあると、回答されています。</p>	<p>表 8.6-11 の植生区分は、次のように記載されています。</p> <p>植栽樹群（混交） 各種の樹木が混生して、優占種が判別できない植栽樹群</p> <p>この説明は、当該地域に広く分布する 「常緑広葉・落葉広葉混交林」の定義ではありません。</p> <p>明治神宮内苑には、典型的な常緑広葉・落葉広葉混交林として、ケヤキーシラカシ群落は分布していますが、これは、「各種の樹木が混生して、優占種が判別できない樹林」ではありません。</p> <p>『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書』における定義を、以下に引用いたします。</p> <p>・奥富清・松崎嘉明・池田英彦、「明治神宮の植生」29～49頁</p> <p>「ケヤキーシラカシ群落は、ケヤキとシラカシを識別種とする高木林群落で、主に超高木層や高木層にケヤキとシラカシが常在する。識別種のケヤキとシラカシは明治神宮内苑の随所に出現する種である。」</p> <p>このように、常緑広葉・落葉広葉混交林は、識別種の明確な樹林であり、事業者の定義とは、明確に異なっています。</p>												
		<p>表 8.6-11 植生区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>群落名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植栽樹群（常緑広葉）</td> <td>スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（落葉広葉）</td> <td>ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（常緑針葉）</td> <td>クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（落葉針葉）</td> <td>ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（混交）</td> <td>各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。</td> </tr> </tbody> </table>	群落名	概要	植栽樹群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。	
群落名	概要														
植栽樹群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。														
植栽樹群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。														
植栽樹群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。														
植栽樹群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。														
植栽樹群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。														

<p>方法論</p> <p>Step3</p> <p>群落調査</p> <p>分類</p>	<p><指摘事項 1-8></p> <p>図 8.6-4 緑地の分布状況</p> <p>①神宮外苑広場（建国記念文庫）植栽樹群（落葉広葉）ではない。</p> <p>理由：日本エコモス要請書（1月29日）の4、11~25頁に詳述。</p>	<p>p. 309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」の中で、神宮外苑広場（建国記念文庫）は植栽樹群（落葉広葉）と記載しているのは間違いとの指摘について、この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。</p> <p>また、群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものであり、調査結果は資料編 p. 467~473 に記載しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）は評価書 p. 310 及び p. 324 に記載した通り、「落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在する」として記載させて頂いております。群落調査の結果、常緑と落葉が成立する樹林帯として記載させて頂いておりますので、誤りはございません。</p>  <p>建国記念文庫の森の「ヒトツバタゴ」</p> <p>図面作成：日本エコモス国内委員会</p>	<p>建国記念文庫の森が、図 8.6-4 において、落葉広葉樹林として分類されていることの誤りは、本回答書で、詳細に説明いたしました。項目 11 の項をごらんください。</p> <p>①建国記念文庫の森は、事業者が思い込みで、恣意的に判断している「一つの群落」ではなく、異なる「4つの群落」より構成されています。</p> <p>②これは、航空写真、現地調査、歴史的経緯の分析と写真に基づき、事実即して分析したものです。</p> <p>③事業者が実施された 2 ヶ所の群落調査に基づき、詳細な森林群落の構造を確認し、これに基づき、「現存植生図」を作成いたしました。</p> <p>④対象地内のヒトツバタゴ樹林地の群落調査は行われていないため仮囲いを除去し、群落調査を至急、実施する必要があります。</p> <p>⑤その理由は、ヒトツバタゴ樹林地は、計画では保存緑地となっており、「永久コドラート」を設定し、持続的にモニタリングを行っていくことが、義務づけられているからです。</p> <div data-bbox="1406 874 2051 1090" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>保存緑地（ヒトツバタゴ樹林地）</p> <p>神宮外苑で最大のヒトツバタゴ生育地</p> <p>「永久コドラート」を設定し、モニタリングを行わなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1384 1106 2096 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>秩父宮ラグビー場の建設により、完全に破壊されるヒトツバタゴ樹林地。</p> <p>外苑で最大のヒトツバタゴ生育地が消滅する。回復、ミティゲーション等は、評価書に記載されていない。</p> </div>
---	--	---	--

<p>方法論</p> <p>Step3</p> <p>群落調査</p> <p>分類</p>	<p><指摘事項 1-9></p> <p>図 8.6-4 緑地の分布状況</p> <p>③緑地（並木東側）は、植栽樹群（混交）ではない。</p> <p>理由：日本イコモス要請書（1月29日）の8～9頁に詳述。</p>	<p>p.309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」の中で、③緑地（並木東側）は「植栽樹群（混交）」^④ではないとの指摘について、「植栽樹群（混交）」は p.308 記載の「表 8.6-11 植生区分」の中で「各種の樹木が混成して優占種が判別できない植栽樹群」と説明しています。この表現は、既存資料調査「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（オリンピックスタジアム）」と同様の表現を行っており、「混交」と記載することが適切と考えています。</p> <p style="text-align: center;">表 8.6-11 植生区分</p> <table border="1" data-bbox="622 491 1294 815"> <thead> <tr> <th>植生区分</th> <th>植生基本分類</th> <th>群落名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">木本群落</td> <td rowspan="5">植林地（その他）</td> <td>植栽樹群（常緑広葉）</td> <td>スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（落葉広葉）</td> <td>ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（常緑針葉）</td> <td>クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（落葉針葉）</td> <td>ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td>植栽樹群（混交）</td> <td>各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>グラウンドなど</td> <td>公園・グラウンド</td> <td>土地利用が小規模な児童公園やグラウンドのもの。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工構造物</td> <td>構造物</td> <td>土地利用が建築物等のもの。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>土地利用が道路のもの。</td> </tr> </tbody> </table>	植生区分	植生基本分類	群落名	概要	木本群落	植林地（その他）	植栽樹群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。	植栽樹群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。	その他	グラウンドなど	公園・グラウンド	土地利用が小規模な児童公園やグラウンドのもの。	人工構造物	構造物	土地利用が建築物等のもの。	道路	土地利用が道路のもの。	<p>項目7の説明で、詳述致しました通り、表 8.6-11 に記載されている</p> <p>植栽樹群（混交）：</p> <p>各種の樹木が混生して、優占種が判別できない植栽樹群</p> <p>という説明は、当該地域に広く分布する</p> <p>「常緑広葉・落葉広葉混交林」の定義ではありません。</p> <p>明治神宮内苑には、典型的な常緑広葉・落葉広葉混交林として、ケヤキーシラカシ群落は分布していますが、これは、「各種の樹木が混生して、優占種が判別できない樹林」ではなく、明確な識別種を有している樹林です。</p> <p>「ケヤキーシラカシ群落は、ケヤキとシラカシを識別種とする高木林群落で、主に超高木層や高木層にケヤキとシラカシが常在する。識別種のケヤキとシラカシは明治神宮内苑の随所に出現する種である。」</p> <p>『鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書』</p> <p>また、日本イコモスが作成した「現存植生図」の群落分類は、「植栽樹群」（常緑広葉）、「植栽樹群」（落葉広葉）という名称は、使っておりません。理由は、植栽後百年を経過し、遷移が進んでいるため、「植栽樹群」という名称で分類すべきではないからです。根拠は、内苑の調査であり、この用語は使われておりません。内苑は詳細な群落調査を行っているため、クスノキースダジイ群落、ケヤキーシラカシ群落等の群落名となっていますが、外苑では、並木左側では1カ所のみ調査、しかも10×60mの調査区ですので、データとして使用することはできません。そのため、群落名称は、学術的基準に基づき分類いたしました。資料は、宮脇昭・奥田重俊編『日本植物群落図説』等です。</p>
植生区分	植生基本分類	群落名	概要																									
木本群落	植林地（その他）	植栽樹群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。																									
		植栽樹群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。																									
		植栽樹群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。																									
		植栽樹群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチヨウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。																									
		植栽樹群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。																									
その他	グラウンドなど	公園・グラウンド	土地利用が小規模な児童公園やグラウンドのもの。																									
	人工構造物	構造物	土地利用が建築物等のもの。																									
		道路	土地利用が道路のもの。																									

<p>方法 論 Step3 群落 調査 分類</p>	<p><指摘事項 1-10> 図 8.6-4 緑地の分布状況 ②のエリアは、植栽樹群 (常緑針葉樹)ではない</p>	<p>p. 309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」の中で、②のエリアは「植栽樹群 (常緑針葉)」ではないとの指摘について、このエリアは p. 301 記載の「図 8.6-3 土壤動物調査及び土壌環境調査地点」における「②中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場」を示しています。これは、p. 309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」における「植栽樹群 (常緑針葉)」のエリアや、「植栽樹群 (落葉広葉)」の円周道路沿いの緑地も含めたエリアを示しています。 なお、「植栽樹群 (常緑針葉)」のエリアはヒマラヤスギ、クロマツなどが生育しているため、「植栽樹群 (常緑針葉)」と判断しており、誤りはありません。</p>   <p>資料編 p. 217 毎木調査エリアより抜粋</p>	<p>事業者の御回答は、 「植栽樹群 (常緑針葉) と判断しており、誤りはない」とされており、毎木調査 (資料 p.217) が、添付されておりました。同じ場所について、毎木調査表と対照させ、現地調査を行なった結果は、以下の通りです。</p> <p>常緑針葉樹：合計 4 本 ヒマラヤスギ 3 本、クロマツ 1 本</p> <p>落葉針葉樹：合計 1 本 メタセコイア 1 本</p> <p>常緑広葉樹：合計 10 本 モチノキ 1 本、モッコク 1 本、ウバメガシ 3 本、ツバキ 2 本、カラタネオガタマ 3 本</p> <p>落葉広葉樹：合計 10 本 ケヤキ 1 本、マンシュウカエデ 1 本、プラタナス 2 本、ヒトツバタゴ 3 本、フウ 3 本</p> <p>当該区域の樹木数は 25 本であり、その内、常緑針葉樹は、4 本です。ヒマラヤスギは大木ですが、ケヤキ、プラタナス、フウ等も大木であり、この群落を「植栽樹群 (常緑針葉)」と分類することは誤りです。</p> <p>また、当該区域は、テニスコートやクラブハウスが建設される前は、天然記念物ヒトツバタゴが植栽されていた重要なエリアであり、マンシュウカエデ等、大正期に寄贈されたと思われる重要な樹木が残っています。マンシュウカエデなどの歴史的樹木の保全や移植先については、評価書の予測・評価では、何も言及されていません。</p>
--	--	---	---

<p>方法論</p> <p>Step3</p> <p>群落調査</p> <p>分類</p> <p>評価書</p>	<p><指摘事項 1-11></p> <p>前掲</p> <p><項目 1 2></p> <p>神宮外苑広場（建国記念文庫）の群落区分が、落葉広葉（309 頁）、常緑落葉混合林（310 頁）、ケヤキ林（資料篇 467、468 頁）とすべて異なっている。</p> <p>309、310 頁</p> <p>資料編</p> <p>467、468 頁</p>	<p>前掲</p> <p>内容・目的に応じて適切に表現していることから、誤りはございません。</p> <p>① p. 309 「図 8.6-4 「緑地の分布状況」:</p> <p>この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群^①に分類しています。</p> <p>①図 8.6-4 「緑地の分布状況」:</p> <p>この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。</p>	<p>①図 8.6-4 「緑地の分布状況」:</p> <p>「この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉広葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。」</p> <p>と、回答が行われております。</p> <p>本稿の 8 頁～11 頁で、すでに明らかにした通り、群落調査をまだ、実施していない植生調査の段階でも、建国記念文庫の森は 1 つの樹林地ではなく、4 つの歴史的背景の異なる樹林地から構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場に近い、開放的な落葉広葉樹林 <ul style="list-style-type: none"> a. ヒトツバタゴ樹林地、 b. ケヤキ樹林地（建国記念文庫周辺広場） ・外苑全体の樹林地構造を支える骨格的な樹林地 <ul style="list-style-type: none"> c. 常緑・落葉混交林 ・戦後植栽された憩いの空間としての外周の樹林地 <ul style="list-style-type: none"> d. ヤエザクラ植栽地 <p>したがって、事業者の行われた分類は、群落調査以前であるとしても、粗雑な植生の把握と言わざるをえません。</p> <p>理由は、この樹林地が市街地再開発事業により破壊されるために行われている環境影響評価であり、破壊される対象を正確に調査しない限り、予測・評価、そして断片的であるとしても、保存緑地の永続性の保持に向けた適確な方法論を構築することができないからです。</p> <p>また、移植される樹林地、移植樹木がどのような生態系の秩序にもとづいて再生されるかについては、明確な論理展開が行われていません。</p>
--	---	---	--

<p>方法論</p> <p>Step3</p> <p>群落調査</p> <p>群落構造</p>	<p><指摘事項 1-12></p> <p>続き</p>	<p>② p.310 植生断面図： 生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものであり、調査結果は資料編 p.467～473 に記載しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）は評価書 p.310 及び p.324 に記載した通り、「<u>落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在する</u>」^②として記載しています。</p> <p>③ 資料編 p.467、p.468 群落調査結果： <u>被度群度が高い高木層の樹種名</u>^③を記載しています。</p>	<p>②植生断面図</p> <p>資料編 467～473 に記載されている断面図が調査表と照合した結果、間違っていることを次の要請書で明らかにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年1月23日、日本イコモス国内委員会要請書 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請」 (12～15 頁) ・2023年1月29日、日本イコモス国内委員会要請書 「令和5年1月20日に提出された「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。」 (5～7 頁) <p>植生断面図は、群落構造の現況把握、そして将来の仮説を構築していく上で、必須のものであり、これが誤っていることは、「100年の計」を確立することができません。</p> <p>1月23日、29日における指摘事項を再掲いたします。調査表及び日本イコモスの現地調査と異なっていますので、「明確なお答え」が必要と存じます。</p>
---	------------------------------------	---	---

「建国記念文庫の森」群落調査の位置及び断面図：（南側の樹林地と記載。種組成が整合せず。確認が必要）

表 2.4-20(2) 植物群落調査結果（神宮外苑広場（建国記念文庫）南側）

群落名：	植栽樹林群（ケヤキ）	調査日：	2022/6/29
地形：	平坦	風当：	中
土壌：	八土土	日当：	中陰
標高：	38m	土湿：	適
		方位：	-
		傾斜：	0
		面積：	15×30m

階層構造：	優占種	高さ(m)	植被率(%)	備考
T1 高木層	ケヤキ	14 ~ 20	70%	
T2 亜高木層	スダジイ	2 ~ 14	50%	
S 低木層	ヤブツバキ	0.2 ~ 2	10%	
			%	
H 草本層	ケチヂミザサ	0 ~ 0.2	50%	
			%	

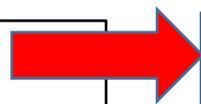


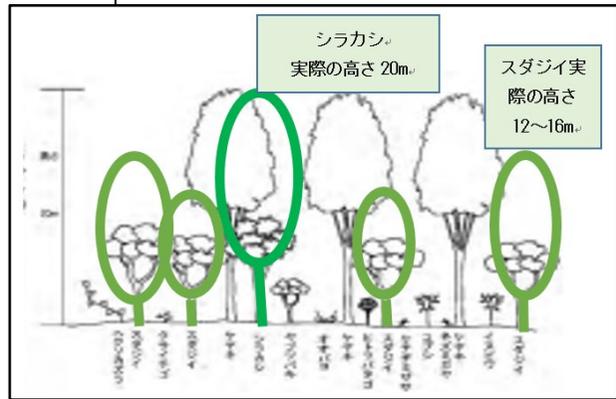
表 2.4-20(2)は、建国記念文庫の森南側」と記載されていますが、現地で確認を行った結果、当該樹林地において唯一出現するタブノキは北側の森にあることから、この調査区は、北側の保存される予定の樹林地ではないかと考えられます。至急、確認をすべきです。この群落は、高木層（T1）はケヤキ(3.3)ですが、亜高木層にはスダジイ(3.3)が占めており、落葉広葉樹と常緑広葉樹の階層性のある群落であり、常緑・落葉混交林（スダジイ・ケヤキ）の分類が適切です。また、毎木調査表と照合した結果、植生断面図は以下の通り間違っていました。以上より、データとしては、著しく信頼性に欠けるものと言わざるをえません。

階層	D-S	種名
T1	3-3	ケヤキ
T1	2-2	クヌギ
T1	1-1	クスノキ
T1	1-1	トウカエデ
T1	1-1	シラカシ
T1	1-1	タブノキ
T1	1-1	トウネズミモチ
T2	3-3	スダジイ
T2	1-1	アカマツ
T2	1-1	クスノキ
T2	1-1	オオシマザクラ
T2	1-1	タブノキ
T2	1-1	ケヤキ
T2	+	トウネズミモチ

重複削除

階層	D-S	種名
S	1-1	ヤブツバキ
S	1-1	サンゴジュ
S	+	ナンテン
S	+	トウネズミモチ
S	+	ヒサカキ
S	+	ドウダンツツジ
S	+	イヌツゲ
S	+	マサキ

階層	D-S	種名
H	2-2	ケチヂミザサ
H	2-2	ヘクソカズラ
H	1-2	ドクダミ
H	1-2	ジャノヒゲ
H	1-2	クサイチゴ
H	1-1	マスクサ
H	1-1	オオバコ
H	1-1	カタバミ
H	1-1	ガンクビソウ
H	1-1	ヘビイチゴ
H	1-1	イヌワラビ
H	2	シラカシ
H	+	エノキ
H	+	キツタ
H	+	ムクノキ
H	+	コスミレ
H	+	タチツボスミレ
H	+	クヌギ
H	+	ヤブカラシ
H	+	セイタカアワダチソウ
H	+	ヒヨドリジョウゴ
H	+	カジノキ
H	+	クスノキ
H	+	キカラスウリ
H	+	コナスビ
H	+	ヒメムカシヨモギ
H	+	ミズヒキ



亜高木層のスダジイの生育が旺盛で、常緑広葉樹林への遷移が進んでいます。（図 8.6-5(1)に追記）

いちよう並木：知事要請の「一本一本のいちようを大事にする」ための
基礎となる現況調査が、科学的に行われていません。

<指摘事項 1-3>

図 8.6-2 植物群落調査地点

⑥4列いちよう並木における
調査地点1ヵ所は不十分。

評価書 298 頁

<項目 1 3>

「4列いちよう並木は、景観上も重要
ないちよう並木が存在する」

(310 頁、15 行目) は、植生の特徴
は記載されておらず、「景観」となっ
ている。日本文としても、通用しな
い。当該再開発事業で、保全して
いく最も重要な、いちよう並木の
現況に関する記述は、この1行のみ
であり、著しく不十分な現状調査で
あると言わざるを得ない。並木であ
るため、Braun-Branquet による総合
被度推定法は、方法論としては適切
ではない。ライントランセクト等、
他の方法論を検討すべきであった。
日本イコモス要請書(1月29日)、7頁。

植物群落調査において、4列いちよう並木^⑥の調査地点が1ヵ所は不十分との指
摘については、外観により南北方向で概ね均質な並木となっております。また、
調査地点・範囲については、既存技術資料を参考に外観的に均質と考えられる植
生のまとまりを対象に必要な面積で実施しています。そのため、当該樹林帯の代
表1箇所の調査で十分と考えております。【補足資料 No. 1、No. 3 参照】

・外観により南北方向で概ね均質な並木となっている。



・既存技術資料を参考に外観的に均等と考えられる
植生のまとまりを対象に必要な面積で実施。



・そのため、1ヵ所の調査で十分と考えている。

追記

「4列いちよう並木は、景観上も重要ないちよう並木
が存在する」

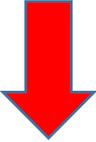
この文章は、日本文としては通用いたしません。
言い訳は、環境影響評価審議会への回答書、そして
説明においてすべきではありません。

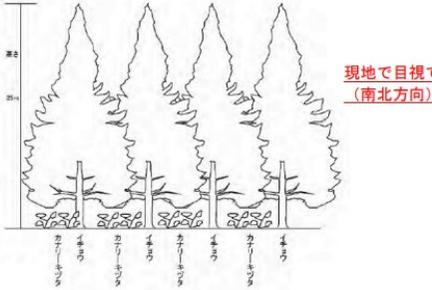
植物群落とは、「同一場所にいっしょに生育している植物群
を、ある規準によって区分し、植生に単位性をもたせたとき、
群落あるいは植物群落という」と定義されています(奥田重俊、
「日本大百科全書」)。

知事要請にもとづき導入されている植物社会学的方法論は、
ブラウン・ブランケ Braun-Blanquet により確立された総合被
度調査法に基づいており、調査区を設定し、すべての種をリスト
アップし、階層構造にもとづき、被度・群度の尺度を導入し、
群落の分類、解析を行っていく手法です。この手法は、森林群落
が形成されている植生に関しては、数多く採用されており、環境
省の日本全国の植生図も、この方法論に基づき作成されています。

しかしながら、いちよう並木は、複数の異なる種の樹木が共生
し、森林群落を形成している植生ではないため、総合被度調査法
の導入は不適切なものです。

調査方法①「一本一本のいちようを大事にするため」には、
146本のいちようの毎木調査を踏まえたカルテの作成が、
持続的維持と保全に向けた、豊かな情報を提供してくれます。
事業者は、均一と断定しておられますが、日本イコモス
は2022年11月に、146本のいちように関して、詳細な調査
を行い、公表しておりますが、生育状況は均一ではありま
せんでした。これは、立地の有する環境特性が大きく

<p>いち よう 並木</p>		<p><事業者回答> いちよう並木は、2018年12月から2019年春季までの毎木調査において活力度等の調査を実施した。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><大きな問題> いちよう並木は、外苑を象徴する重要な自然的・文化資産であり、審議会において、繰り返し、保全に向けた対応が求められてきました。</p> <p style="color: red;">事業者の提示している調査は、4年前のものであり、活力度はすべて健全（A評価）となっています。</p> <p>しかしながら、その後、いちようの活力に大きな問題が生じていることには、日本イコモスが調査、公表を行いました。事業者におかれましては、一斉、現状に言及しておられません。</p> <p>明確な御説明が必要です。</p> <p style="text-align: center;">参照：2022年12月16日 緊急調査報告 「外苑いちよう並木」 ICOMOS Japan</p>	<p>異なっていることに起因しており、事業者の均一という思い込みは間違っております。</p> <p>事業者は、群落調査は保全対象とする指標種を設定するとともに、息環境となる樹林地の保全、再生することを目的とすると述べておられますが、いちよう並木は、いちようが保全対象の指標種であり、必要な情報は、指標種であるいちようの現状に関するものです。</p> <p>調査方法② 環境条件による違いを分析するためには、ラインランセクト方法論は、適切なものです。いちようは、隣接地の環境の相違により（日照条件、カフェ、道路、緑地等）大きく異なっていることが事前調査で明らかになっています。今後、野球場の外野席を、直近に整備することを計画されている訳ですから、この分析は必須と存じます。</p> <p>調査方法③ ブラウン・ブランケ Braun-Blanquet 方法論は、「林床の分析」に対して、実施されるべきと考えます。</p> <p>事業者は、均一との主張ですが、丁寧にいちよう並木をご覧になれば、林床が大きく異なっていることは一目瞭然です。これは、日照、管理手法、隣接地の土地利用等が大きく影響しているものとおもわれますが、極めて重要です。いちよう並木の林床は、創建時は芝生でしたが、緑陰により、芝生の成長は困難となり、カナリーキズタが導入されました。現在、東京都のブロック（道路中央の2列）では、様々な林床植物の実験が行われています。</p> <p>また、並木東側の林床は、多様性に富んでいます。</p> <p>草本層の生物多様性は、鳥類、昆虫、蝶等にとって極めて重要であり、緻密な現況調査が必要です。</p>
-------------------------	--	---	--

<p>いち よう 並木</p>	<p><指摘事項 1-16></p> <p>図 8.6-5(6) ⑥4 列いちよう並木の植生断面図</p> <p>この図は、4本のいちようを横から並べた図であり、断面図ではない。また、外苑のいちよう並木は、この図のように重なり合っはならず、充分な間隔を確保し、植栽されている。現地をみないで書いているのではないかと推察される、杜撰な図面である。</p> <p>地被植物は、カナリーキズタのみが記載されているが、実際のいちよう並木における地被植物は多様であり、この調査には全く反映されていない</p>	<p>p.312 の図 8.6-5(6)の植生断面図は現地を見ないで描いた図であるとの指摘については、実際に現地を目視での確認を行った上で縦断方向(南北方向)に作図したものであり、断面図としての条件を十分に満たしております。東西方向ではなく、南北方向での断面図であるため、いちようが重なり合うことも間違いではないと考えています。</p> <p>地被植物についてカナリーキズタ以外の植物が調査結果に反映されていないとの指摘については、資料編 p.473 に記載している通り、カナリーキズタ以外にも複数の植物を確認しておりますが、代表種として当該種を記載しているもので、誤りはございません。</p>  <p>図 8.6-5(6) ⑥4 列いちよう並木の植生断面図</p>	<p>① 植物社会学における植生断面図は、群落の構造を把握するために必須です。</p> <p>断面図が必要であり、縦断図ではありません。</p> <p>この間違いを修正されることもなく、東京都環境審議会で発表されることは、評価書の水準が著しく低いものであることを、事業者自らが、立証しておられます。</p> <p>② 「いちようが重なり合うこともまちがいではないと考えています」との御回答ですが、科学的調査ですので、事実を正確に記してください。</p> <p>いちよう並木の管理にあたってこられた造園技師の皆様の名誉にかけて、申し述べさせていただきますが、外苑のいちよう並木は、図 8.6-5(6)のように、重なってはおりません。現地を確認され、修正を行ってください。</p> <p>③ 地被植物については、林床コドラートをとり、検討をする必要があります。将来のいちよう並木の地被の在り方を考える上でデータの取得は、基本となる重要なものです。</p> <p>④ いちよう並木についても、保全のための「永久コドラート」の場所の選定と、モニタリングの開始を行う必要があります。</p>
-------------------------	---	---	---

<p>分類</p>	<p><指摘事項 1-17> 緑の量（緑被率、緑の体積）の項においても、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺は、植栽樹群（落葉広葉）と分類されており、誤った記述となっている。 322頁 下から8行目</p>	<p>緑の量の項において、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺は植栽樹群（落葉広葉）と分類しており誤りとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺はp.309記載の図8.6-4「緑地の分布状況」を基に記述しておりますが、この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。 また、群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものであり、調査結果は資料編 p.467～473に記載しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）は評価書 p.310 及び p.324 に記載した通り、「<u>落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在する</u>」^①として記載させて頂いております。群落調査の結果、常緑と落葉が成立する樹林帯として記載させて頂いておりますので、誤りはありません。</p>	<p>すでに、明らかにしてきたように、建国記念文庫の森は、調査者が考えているような、一つの樹林地、すなわち落葉広葉樹林ではないため、本稿の記述は、誤りです。 このような誤りを、決して認めない環境影響評価書は、評価書としての水準に達していないものであることを、事業者自らが、証明しておられます。</p>
<p>緑の体積</p>	<p><指摘事項 1-18> 表 8.6-25 現況の計画地の緑被率と緑の体積 表中、植生の分類に誤りがあるため、表 8.6-25 は、改めて、正しい表を作成する必要がある。群落高（m）は、「群落組成調査及び群落ごとの平均樹高に基づいて群落高を決定」（322頁）と記載されている。この根拠を踏まえると、表中の常緑広葉（群落高 4 m）、落葉広葉（群落高 4 m）、常緑針葉（群落高 4 m）は明らかに間違った高さである。この意味からも、表 8.6-25 は、間違っており、緑被率（%）、緑の体積（m³）等の基本的数字の見直しが必要な</p>	<p>「表 8.6-25 現況の計画地の緑被率と緑の体積」の表中の植生の分類が誤りとの指摘については、相観により植生調査を行った結果であり、誤りはありません。また、群落高が誤りとの指摘については、指摘の常緑広葉、落葉広葉、常緑針葉を含め、全て群落組成調査及び群落ごとの代表的な地点の平均樹高に基づいて記載しており、算出した緑被率、緑の体積等についても見直しは必要ないものと考えております。 ①植生の分類は、間違っていない。 ②体積は、「群落ごとの代表的な地点の平均樹高高に基づいて記載しており、算出した緑被率、緑の体積については見直しの必要はない。</p>	<p>①植生の分類が間違っていることは、本稿で詳細に検証いたしました。したがって、表 8.6-25 は、あらためて、正しい表を作成する必要があります。 ②体積は、「群落ごとの代表的な地点の平均樹高高に基づいて記載しており、算出した緑被率、緑の体積については見直しの必要はない」との御回答ですが、代表的な地点の平均樹高が、常緑広葉樹林で 4.0m、落葉広葉樹林で 4.0m、常緑針葉樹林 4.0m という数字は、検証が必要です。 算定は、毎木調査表に記載された樹種の樹高と樹冠、及びエリアにおける被度と対照させ、詳細に算出することができます。体積ですので、平均樹高で算出することは間違っています。 科学的、客観的に提出されるべき評価書です。この試算を行い、結論を導いたことを証明する必要があります。 日本イコモスが質問を提示したのは、2023年1月23、29日であり、すでに3ヵ月以上が経過しています。</p>

	深刻な事態となっている。		
分類	<p><指摘事項 1-19></p> <p>建国記念文庫周辺に植栽樹群（落葉広葉）と、誤った区分が、返して記載されている。</p> <p>評価書 323 頁</p>	<p>「神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺等に植栽樹群（落葉広葉）」が誤りとの指摘については、通し番号6番の回答と同様に、植生調査を行った結果、神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺については落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。なお、植生の分類については、全て上記同様に相観により植生調査を行った結果であり、誤りはございません。</p>	<p>建国記念文庫の森は、事業者が思い込んでいる</p> <p>「本来は一つの群落」</p> <p>（項目11への回答書に記載されています）</p> <p>現地調査、航空写真解読、歴史的変遷の写真等を踏まえて、大きく4つの群落から構成されていることを明らかにし、「現存植生図」を作成いたしました。</p> <p>したがって、この御回答は誤りです。</p>
総括	<p><指摘事項 1-20></p> <p>表 8.6-26 エリアごとの生態系の状況</p> <p>現況調査の締めくくりとなる重要な表である。</p> <p>以下、基本的な誤りがある。</p> <p>①樹林環境については、知事意見を踏まえて、植物社会学にもとづく群落調査を実施したのであるから、この科学的調査に基づく現存植生図に基づき、現況の説明を行わなければならない。その図面が掲載されていない。</p>	<p>「現存植生図」が掲載されていないとの指摘について、p.309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」が同図に該当いたします。</p> <p>今回の調査手法は、審議会の指摘を踏まえ、以下の理由により総合的に判断して Braun-Branquet による総合被度推定法を選定しており、誤りはございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群落調査結果については保全対象とする指標種を設定するとともに、その生息環境となる樹林地の保全及び再生をすることを目的としていること ・本調査結果については他地点との比較が必要なこと ・当該調査範囲については地形や植生・生物相が外観的に均質と考えられること ・いちよう並木は2018年12月から2019年春季までの毎木調査において活力度等の調査を実施していること 	<p>①「緑地の分布状況」（図 8.6-4）は、学術的見地から「現存植生図」ではありません。</p> <p>指摘事項、1-2～5において詳述し、本来の「現存植生図」を作成いたしました。</p> <p>提示された『技術マニュアル』に基づいた「現存植生図」が作成されておりません。</p>

<p><指摘事項 1-20></p> <p>②「現況の緑地の特徴」では、最も大面積をしめ、重要な緑地である絵画館前の緑地との関連が全く記載されていない。</p> <p>③土壌は、具体的な土壌名の記載、深さの記載が必要である。</p>	<p>絵画館前については、環境影響評価の範囲対象外の為、記載をしておりません。</p>	<p>②絵画館前の樹林地・草地は、市街地開発事業と一体として計画が提示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員制テニスクラブの移転 ・これに伴う、大量の樹木の伐採と移植 ・市街地再開発事業対象地からの移植樹木の仮植地 <p>建国記念文庫の森の破壊等により、生物相への影響が生じるため、環境の変化に伴う予測と評価には、必須となる調査です。このため、</p> <p>「絵画館前については、環境影響評価の範囲対象外の為、記載をしておりません。」</p> <p>という内容には、開発行為が環境に与える影響を判断する基本的情報の欠落を招いています。</p> <p>日本イコモス国内委員会は、絵画館前を含めて、現存植生図を作成いたしました。これにより、当該地域の「過去の百年そして、これからの百年」を考察することが可能となります。</p> <p>絵画館前の調査は必須で、評価書のやり直しが必要です。</p> <p>③土壌については、資料編に入れるだけでなく、分類された森林を支えるものとして、相関についての考察が、本編において行われなければなりません。土壌は、一旦失われた場合には、回復が不可能であり、本評価書には、土壌保全に関しては全く、記載されていないため、追記が必要です。</p> <p>また、外苑については、土壌として、外濠の浚渫土を譲り受活用したと記録されています。</p>
--	---	---

<指摘事項 1-20>

④植物のリストアップの基準が記載されていない。

一例をあげれば、当該区域の潜在自然植生であり、樹齢100年を超える多数の巨木として分布しているスダジイ等が欠落していることは、エリアの特色の総括表としては、基本的事項が欠落していると判断せざるを得ない。

評価書 324頁

表 8.6-26 に記載の植物種の記載の基準については、p.310～p.312 の植生断面図の図示している植物種から代表的なものをリストアップ^①しております。また、スダジイの記載が欠落しているとの指摘については、当該地区の潜在自然植生に分類しており、表 8.6-26 やそれを説明した文章^②にも記載しております。

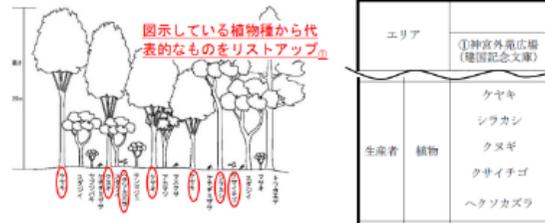


図 8.6-5(1) ①神宮外苑広場（建国記念文庫）の植生断面図より抜粋

表 8.6-26 エリアごとの生態系の状況より抜粋

5) 陸域生態系の状況
 動植物の既存資料調査及び現地調査結果を基に、計画地及びその周辺における生態系の機能や構成要素、食物連鎖による生態系構成要素は、表 8.6-26 に示すとおりである。計画地は、生産者である植生の状況から生態系の機能として、樹林環境及び市街地等の2区分に分類される。
表 8.6-26 を説明した文章^②
 生産者としては、ケヤキ、スダジイ、クスノキ、シラカシ、イロハモミジ、イチョウ等の植栽樹、ツユクサ、カナリーキヅタ、ヘクソカズラ、クサイチゴ等の草本群落があげられる。

p.323 「5)陸域生態系の状況」より抜粋

④代表的樹種リストには、重要な識別種であるスダジイが記載されていません。

また、図 8.6-5(1)の植生断面図は、既に指摘を行いました。第二層を構成するスダジイの樹高が、毎木調査表と照合した結果、誤っています。

- ・群落名称の間違い
- ・現存植生の間違い
- ・調査区の大きさの数
- ・識別種

など、基本的調査における数々の間違いの集積は、評価書は、他に類例をみない、水準の低いものと判断されます。

<指摘事項1-21>

図 8.6-6 緑のネットワークの状況
(現況)

この図は、外苑の設計意匠の基本を知らない調査者が恣意的に書いたものと判断され、誤りというよりは、現実を踏まえない「虚偽」のダイアグラムとなっている。

新宿御苑～外苑～青山霊園に至る南北軸は、この図に示す通りであるが、東西軸は、間違っている。

創建時の図面をみれば明らかであるが、外苑の東西軸は、絵画館の前景を東西に支えるものとして設計されている。建国記念文庫の森から、絵画館前のヴィスタ景を支える東西の常緑樹林帯を経て外周林に至り、明治記念館の庭園に至る構造が東西軸である。更に、この東西軸は武蔵野台地の崖線の緑地を包含し、東宮御所の緑地から外濠に繋がり、弁慶橋（風致地区）に至るダイナミックな構造となっており、東京を代表する緑のネットワークである。

緑のネットワークの東西軸が間違っているとの指摘については、建国記念文庫の森から、絵画館前のヴィスタ景を支える東西の常緑樹林帯を経て、外周林に至り、明治記念館の庭園に至るネットワークが存在することは認識しておりますが、当該ネットワークのみとは考えておらず、より緑量の多い場所（神宮外苑広場（御観兵衛）等）に矢印を記入しており、虚偽ではございません。

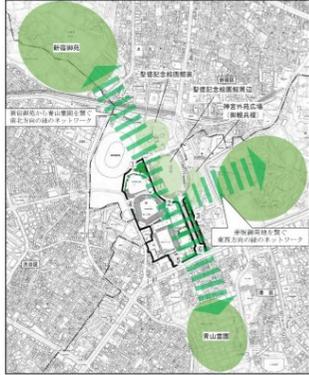


図 8.6-6 緑のネットワークの状況（現況）より抜粋

緑のネットワークの現況は、正確に記載されなければなりません。以下の図面は、創建時の平面図であり、相撲場が第二球場となり、現在の国立競技競技場横の緑も改廃を遂げ、野球場横の緑もテニスコートとなりましたが、東西軸の緑、

建国記念文庫の森～絵画館前の森～明治記念館は現存しています。

この項は、現況の記載であり、事実を捻じ曲げて、記載することはできません。修正が必要です。



明治神宮外苑平面図（出所：『明治神宮外苑志』挿入図）

<p><指摘事項 2-1></p> <p>予測手法：「事業計画と現地調査結果を重ね合わせることで、予測を行う」としている。</p> <p>現地調査では、前項に示したように、基本的間違いが、数多く明らかになった。予測手法に準拠し、抜本の見直しが必要である。</p>	<p>現地調査では基本的間違いが数多く明らかになったとの指摘については、1章(通し番号 24)に記載の通り、現地調査については適切に実施をしており、見直しの必要はないものと考えております。</p>	<p>科学的な現況調査が行われていないことが明らかとなりました。</p> <p>したがって、</p> <p>「事業計画と現地調査結果を重ね合わせることで、予測を行う」という、次のステップに進むことは、不可能です。</p> <p>再審が必要です。</p>
<p><指摘事項 2-2></p> <p>予測結果：図 8.6-4 は、植物群落の分類が間違っており、予測は、見直す必要がある。</p>	<p>植物群落の分類が間違っているとの指摘については、1章(通し番号 6)に記載の通り、群落調査にて詳細な群落構造を確認した上で分類を記載しておりますので、誤りはございません。</p>	<p>群落の分類は、間違っています。</p> <p>再審が必要です。</p>

<指摘事項 2-3>

植物群落の変化の程度

「事業の実施に伴い、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変される」と記載されているが、これは、以下の観点から虚偽の報告である。

①ラグビー場の建設に伴う神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林地の変化を、樹木位置図、伐採・移植計画に基づき、精査を行った結果、一部ではなく、80%近い樹林地が破壊されることが明らかになった。

詳細：日本イコモス要請書（1月29日10-26頁）

神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林地は一部ではなく、80%近くが破壊されるとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地は破壊するわけではなく、北側は保全エリアとして残し^①た上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する^②計画です。なお、移植先には神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。



図 8.6-11 神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアより抜粋

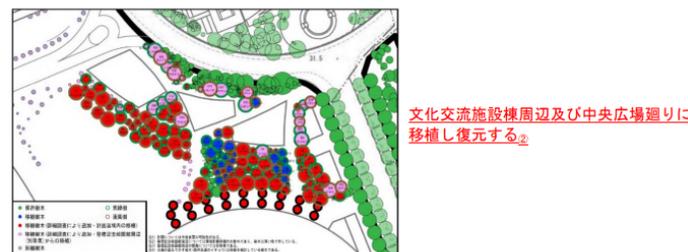


図 8.6-13 移植樹木の樹種及び樹木番号（建設後、詳細調査等を反映）より抜粋

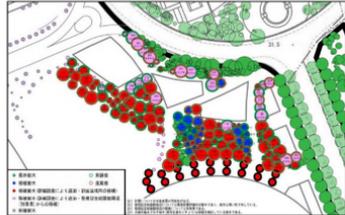
建国記念文庫の森は、現況の面積の80%近い樹林地が、破壊されます。

中央広場に復元するとされる樹林地の内容については、生態系の秩序をふまえない樹林地であることを、1月23日1月29日の要請書であきらかにしております。

この御回答は、同じ図面を単に貼り付けているだけで、内容が記載されておらず、御回答として成立しないものとなっております。

	<p><指摘事項 2-3></p> <p>②群落調査の基本的誤りにより、復元するとされている樹林は、生態系の秩序を踏まえない樹林となっている。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書（1月29日27~38頁）</p>	<p>群落調査の基本的誤りとの指摘について、群落調査については1章（通し番号11等）に記載の通り適切に実施をしており、誤りはございません。</p> <p>また、評価書 p.350 に記載の通り、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに復元される緑地の分類は「常緑落葉混交林」であり、現況と同様となりますので、生態系も保全される計画です。</p>	<p>群落分類が基本的にまちがっており、移植計画も植物社会学に基づいたものではないため、御回答になっておりません。</p>
	<p>③神宮外苑広場（建国記念文庫）の総樹木数は、149本（資料編426~430）であり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存する樹木 58本 ・移植する樹木 50本 ・伐採する樹木 41本 <p>と計画されている。</p> <p>61%の樹木が伐採・移植されることは、「一部改変」ではない。</p>	<p>神宮外苑広場（建国記念文庫）の61%の樹木が伐採・移植されることは、「一部改変」ではないとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）の緑地については、全てを改変するわけではなく、北側は保全エリアとして残す計画（通し番号31参照）です。そのため、「一部改変」と記載させていただいております。</p>	<p>保全される森のエリアは、一部であり、秩父宮ラグビー場の北側となるため、日照、風害等の劣悪な環境となり、「一部改変」というレベルではなく、生態系の基本的構造が破壊されます。</p>

<p><指摘事項 2-4></p> <p>「神宮外苑広場等から約112本の樹木を移植」と記載されているが、毎木調査表における移植樹木数は、50本であり、大幅に異なっている。</p>	<p>「神宮外苑広場等から約112本の樹木を移植」と記載は毎木調査表の数字(50本)と齟齬があるとの指摘について、毎木調査表における移植樹木本数50本は神宮外苑広場(建国記念文庫)のみの本数であり、その他の場所からの移植も含めて約112本となりますので、記載に誤りはございません。</p>	<p>その他の場所からの移植の内容は、評価書に記載されていません。他のエリアからの樹種構成と、建国記念文庫の森の生態系の再生、すなわち、ミティゲーションが、評価書の中では検証されておらず、予測、評価という環境影響評価の最も重要な内容が記載されていません。</p>
<p><指摘事項 2-5></p> <p>「既存の樹林を、極力残す」と記載されているが(332頁9行目)、大量(61%)もの樹林が破壊される計画であり、虚偽の報告である。</p>	<p>神宮外苑広場(建国記念文庫)の61%の樹林が破壊されるとの指摘について、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地については破壊するわけではなく、北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。なお、移植先には神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元する計画であり、虚偽ではございません。</p>	<p>事業全体の伐採及び移植本数です。環境影響評価書には、市街地再開発事業対象地の樹木本数のみ記載されていますが、この事業は、絵画館前の芝生広場の樹木の伐採・移植と連動して成立していることから、61%もの樹木が、伐採、移植により生育環境が破壊されます。「既存樹林を、極力残す」という記載は、虚偽です。</p>

<p><指摘事項 2-6></p> <p>「東京都風致地区条例に示される都市の風致を維持する植栽計画となっていることから、周辺地域も含めた植物相及び植物群落は維持される」(332頁11~12行目)と、記載されているが、樹林地は群落としての規模を維持することが不可能な規模となっており、また、絵画館前の樹林地は、風致地区A地区であるが、最も重要である歴史的樹木が伐採・移植される計画で、風致地区を維持するとの記述は、「虚偽の報告」である。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書(1月29日27~38頁)</p>	<p>神宮外苑広場(建国記念文庫)等の樹林地が群落としての規模を維持することが不可能な規模となるとの指摘については、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地は破壊するわけではなく、北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。なお、移植先には神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元する計画であり、樹林地の規模を維持する計画です。</p> <p>絵画館前の樹林地の歴史的樹木が伐採・移植されるとの指摘について、また、風致地区条例を遵守し風致地区内での移動を行う計画であることから、都市の風致を維持する植栽計画としており、虚偽ではございません。今後も条例に従い計画を進めてまいります。</p>  <p>図8.6-13 移植樹木の樹種及び樹木番号(建設後、詳細調査等を反映)より抜粋</p>	<p>2023年1月23日、29日の要請書で詳細に指摘したとおり、中央広場の樹林地は、破壊される森のミティゲーションに相当する樹林地とはなっていません。</p> <p>指摘事項を踏まえて、新しい森の構造に基づき、説明責任を果たすべきです。</p> <p>論拠なき、回答は、行うべきではありません。</p> <p>また、絵画館前の芝生広場は、風致地区A地域であり、当該地域の伐採、移植を大量に行っていることは、条例の違反行為となります。</p> <p>この点につきましては、説明責任を果たすべき、重要事項です。</p>
<p><指摘事項 2-7></p> <p>植物群落の変化の内容及び程度は小さいと予測する(332頁17行目)。</p> <p>植物群落は、大幅に破壊されるため、「虚偽の報告」である。</p> <p>詳細：日本イコモス要請書(1月29日27~38頁)</p>	<p>植物群落が大幅に破壊されるとの指摘については、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地は破壊するわけではなく、北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。なお、移植先には神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元する計画です。変更する神宮外苑広場(建国記念文庫)や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画であるため、植物相及び植物群落の変化の内容及び程度は小さいと予測しており、虚偽ではございません。</p>	<p>植物群落の変化、破壊の内容は、群落調査が正しく行われていないため、論拠がありません。</p> <p>日本イコモスは、「現存植生図」を作成いたしましたので、これにもとづき、開発による植物群落ごとの変化の状況を分析いたしました。資料3をご覧ください。</p> <p>事業者におかれましては、「小さいと予測する」というあいまいな文言による表現ではなく、科学的分析にもとづき、「小さい」とされる内容を、回答されるべきです。</p>

